

狂犬病予防注射と犬の新規登録



生後91日以上の犬は、狂犬病の予防注射を毎年1回行うことが法律で義務付けられています。犬の体を清潔にしていずれかの会場で注射を受けてください。なお、会場へは犬を制御できる人が連れて来てください。

また、飼い主には犬の登録が義務付けられています。未登録の犬を飼っている人は、会場で登録することもできますのでご来場ください。

費1頭3,500円(注射料2,950円、注射済票交付手数料550円)
※新規に登録する犬は、登録料3,000円が加算され、6,500円になります。

特狂犬病予防集合注射案内はがき(3月下旬発送予定)

日程

とき(4月)	時間	会場
8日(水)	午前9時~9時30分	中山団地自治会館東側広場(東平1326-29)
	午前10時~10時45分	平野市民活動センター(東平567-1)
	午前11時15分~正午	大岡市民活動センター(大谷3400-10)
9日(木)	午前9時30分~10時30分	高坂丘陵市民活動センター(松風台8-2)
	午前11時~正午	高坂市民活動センター(宮鼻860-2)
10日(金)	午前9時~9時30分	殿山町・沢口町自治会館(殿山町20-3)
	午前10時~10時45分	松山市民活動センター(松本町1-9-35)
13日(月)	午前11時15分~正午	保健センター(材木町2-36)
	午前9時30分~10時	古凍公民館(古凍498-6)
14日(火)	午前10時30分~11時30分	野本市民活動センター(下野本610-1)
	午前9時~9時45分	市民体育館駐車場(松葉町4-8-22)
14日(火)	午前10時15分~11時	唐子地区体育館駐車場(下唐子1169-1)
	午前11時30分~正午	望月会館(岩殿360)

今回受けられない場合は、3月2日(月)以降に動物病院で狂犬病予防注射を受け、注射済証を環境政策課へ持参して手続きをしてください。

犬が死亡した時は、環境政策課、各市民活動センターに死亡届がありますので、犬の鑑札と合わせて提出してください。電話受付や市HPから

電子申請もできます。

犬を連れて海外へ渡航する予定の人は、注射を受ける前にマイクロチップを装着する必要があります。

問環境政策課
☎63-5006 FAX23-7700



市HP



固定資産税のお知らせ

令和8年度土地・家屋価格等の縦覧

土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿により、市内の土地・家屋の価格を縦覧し、自己の土地・家屋の価格と比較することができます。

日4月1日(水)~6月1日(月)(土・日曜日、祝日を除く)
縦覧できる人 納税者、納税者の同居の親族、委任状を持参した代理人

持マイナンバーカード、運転免許証などの身分証明書(法人の場合は、このほかに社員証)

固定資産税課税台帳の閲覧

所有資産に関する令和8年度の価格等が閲覧できます。

日4月1日(水)から(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
閲覧できる人 納税義務者、納税義務者の同居の親族、委任状を持参した代理人、借地人、借家人、所有者

持マイナンバーカード、運転免許証などの身分証明書(法人の場合は、このほかに社員証。また、借地人、借家人、所有者が納税義務者と異なる場合は、このほかに賃貸契約書や登記事項証明など)

費閲覧1件200円(4月1日(水)~6月1日(月)は無料)

納税通知書の送付先

固定資産税の納税通知書は、原則として1月1日に所有者として登記されている人の住所、所在地へ毎年5月上旬に送付しています。

納税通知書を受領する人の住所が変更となる場合等は、課税課へ届出が必要です。

- ・市内に住民登録のない人が、法務局で住所変更の手続きをせずに引っ越しする場合
- ・出国する場合
- ・住民登録地とは異なる場所へ送付を希望する場合

未登記家屋の届出

法務局に登録されていない家屋(未登記家屋)について、次の場合は届出が必要です。

- ・未登記家屋を新築・増築した場合や取り壊した場合
- ・売買、相続、贈与などにより未登記家屋の所有者が変わった場合

共通事項

問課税課 ☎21-1444 FAX23-2238

「ひがしまつやまプライド」認定品を紹介します

ひがしまつやまプライドは、事業者が誇りをもって市内で生産・製造・加工した農産物・加工品・工芸品・芸術品等を地域ブランドに認定する制度です。

令和7年11月22日(土)の産業祭で認定式を行い、今回、更新認定となった以下の9品を含む、合計16品がひがしまつやまプライド認定品になりました。

問商工観光課 ☎21-1427 FAX23-7700



金賞(更新)「COEDOクラフトビール」
COEDOクラフトビール醸造所



金賞(更新)「手焼きせんべい」
石田せんべい工房



金賞(更新)「松ぼっくり」
有限会社富久屋



金賞(銀賞からランクアップ)
「プレミアム梨パウンドケーキ」
なしやさん



金賞(銀賞からランクアップ)
「武州松山いなり寿司 やきゅうのおいなりさん」
ベーカリーカフェあーとの国



金賞(銀賞からランクアップ)
「比企の手染め『桜染めの雛人形』」
人形の吉福東松山会館



銀賞(銅賞からランクアップ)
「かき餅」
もちっ米



銀賞(銅賞からランクアップ)
「昔ながらの魚の味噌漬」
株式会社齋寅



銀賞(銅賞からランクアップ)
「コヤナギコーヒーニッポンのスペシャルティコーヒー焙煎技術」
コヤナギコーヒーニッポン



浄化槽の各種届出

浄化槽法の規定により、転入・転出等をする人は届出書を環境センターへ提出してください。なお、様式は市HPからダウンロードできます。

申・問環境センター
☎24-2888
FAX24-8367



市HP

届出の種類	内容	提出期間
浄化槽使用開始報告書	使用を開始したとき	開始した日から30日以内
浄化槽使用廃止届出書	使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内
浄化槽管理者変更報告書	管理者を変更したとき	変更した日から30日以内
浄化槽技術管理者変更報告書	技術管理者を変更したとき(処理対象人員が501人以上の施設)	変更した日から30日以内
浄化槽使用休止届出書	使用を休止したとき	使用を休止するための清掃を行ったとき
浄化槽使用再開届出書	使用を再開したとき	使用を再開した日から30日以内